



平成26年10月9日  
運輸審議会審理室

東日本旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社からの  
鉄道の特別急行料金の上限設定認可申請事案に関する諮問及  
び公聴会の開催決定について

1. 諮問のお知らせについて

平成26年10月7日付けで、東日本旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の特別急行料金の上限設定認可申請事案について、国土交通大臣から運輸審議会に諮問がありましたので、お知らせします。**資料1**

2. 諮問事案に係る公聴会の開催決定について

平成26年10月7日付けで、国土交通大臣から運輸審議会に諮問された東日本旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の特別急行料金の上限設定認可申請事案について、当審議会は、平成26年11月13日に公聴会を開催することを決定したのでお知らせします。**資料2**

お問い合わせ先

運輸審議会審理室 調査官 林、主査 長島、議事係長 庄司

(代表) 03-5253-8111 (内線 53515)、(直通) 03-5253-8810

(FAX) 03-5253-1676

諮問事案に関する連絡先

鉄道局鉄道サービス政策室 課長補佐 井野、係長 南

(代表) 03-5253-8111 (内線 40634)、(直通) 03-5253-8543

(FAX) 03-5253-1633

## ○国土交通省告示第 978 号

運輸審議会一般規則（昭和 27 年運輸省令第 8 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成 26 年 10 月 9 日

国土交通大臣 太田 昭宏

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平 26 第 3001 号	鉄道の特別急行 料金の上限設定 の認可	東日本旅客鉄道 株式会社	北陸新幹線の特別急行料金については、 別表 1 に掲げる額を最高額とする特別急行 料金とする。
平 26 第 3002 号	鉄道の特別急行 料金の上限設定 の認可	西日本旅客鉄道 株式会社	北陸新幹線の特別急行料金については、 別表 2 に掲げる額を最高額とする特別急行 料金とする。

別表 1

(単位：円)

駅名	東京	上野	大宮	熊谷	本庄早稲田	高崎	安中榛名	軽井沢	佐久平	上田	長野	飯山
飯山	3,680	3,470	3,470	2,590	2,590	2,590	2,590	2,590	1,840	1,840	1,840	—
上越妙高	3,680	3,470	3,470	3,470	2,590	2,590	2,590	2,590	2,590	1,840	1,840	1,840
糸魚川	5,080	4,870	4,120	4,120	4,120	4,120	3,240	3,240	3,240	3,240	2,490	2,490
黒部宇奈月温泉	5,400	5,190	5,190	4,440	4,440	4,440	4,440	4,440	3,560	3,560	3,560	3,240
富山	5,730	5,520	5,520	5,520	5,520	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	3,560	3,240
新高岡	6,260	6,050	5,520	5,520	5,520	5,520	4,770	4,770	4,770	4,770	3,560	3,240
金沢	6,260	6,050	6,050	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	4,770	4,770	4,440	3,240

別表 2

(単位：円)

駅名	東京	上野	大宮	熊谷	本庄早稲田	高崎	安中榛名	軽井沢	佐久平	上田	長野	飯山	上越妙高	糸魚川	黒部宇奈月温泉	富山	新高岡
糸魚川	5,080	4,870	4,120	4,120	4,120	4,120	3,240	3,240	3,240	3,240	2,490	2,490	1,840	—	—	—	—
黒部宇奈月温泉	5,400	5,190	5,190	4,440	4,440	4,440	4,440	4,440	3,560	3,560	3,560	3,240	1,840	1,840	—	—	—
富山	5,730	5,520	5,520	5,520	5,520	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	3,560	3,240	2,590	1,840	1,840	—	—
新高岡	6,260	6,050	5,520	5,520	5,520	5,520	4,770	4,770	4,770	4,770	3,560	3,240	2,590	1,840	1,840	1,840	—
金沢	6,260	6,050	6,050	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	4,770	4,770	4,440	3,240	2,590	2,590	1,840	1,840	1,840

東日本旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社からの  
鉄道の特別急行料金の上限設定認可申請事案に係る公聴会の  
開催決定について

平成26年10月7日、国土交通大臣から運輸審議会に諮問された鉄道の特別急行料金の上限設定認可申請事案（東日本旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社）について、当審議会は、同日、下記のとおり公聴会の開催を決定したので、お知らせします。**別紙**

記

- |                          |                                  |
|--------------------------|----------------------------------|
| 1. 公聴会対象事業者              | 東日本旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社          |
| 2. 開催日時                  | 平成26年11月13日（木）午前10時から            |
| 3. 開催場所                  | 石川県金沢市尾山町9番13号<br>金沢商工会議所会館1階ホール |
| 4. 一般公述人の人数及び<br>1人の公述時間 | 10人以内、1人15分以内                    |
| 5. 傍聴人の人数                | 100人以内                           |

以上

公聴会開催に関する公示の概要  
(平成26年10月9日 運輸審議会公示第5号)

1. 事案の件名

東日本旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の特別急行料金の上限設定認可  
(事案番号：平26第3001号及び平26第3002号)

2. 日時

平成26年11月13日(木) 午前10時から

3. 場所

石川県金沢市尾山町9番13号 金沢商工会議所会館1階ホール

4. 主宰者

運輸審議会

5. 公述の申出

- (1) 公聴会において公述しようとする方は、公述申込書及び公述書それぞれ3部を平成26年10月22日(水)までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会(東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 郵便番号100-8918)あてお送りください。
- (2) 公述申込書には、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名(振り仮名を付してください。)、住所、職業、年齢(法人・団体等の場合にあつては、その名称及び住所並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名(振り仮名を付してください。)、職名及び年齢)及び事案に対する賛否を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。
- (3) 公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。
- (4) 議事の整理上、一般公述人の人数は、10人以内とし、また、1人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を平成26年11月5日(水)午前10時から運輸審議会及び北陸信越運輸局石川運輸支局の掲示板に掲示します。

6. 傍聴の申込

- (1) 傍聴を希望される方は、官製往復はがきに、住所、氏名、年齢及び「東日本旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の特別急行料金の上限設定の認可申請事案に関する公聴会の傍聴を希望する」旨を記入するとともに返信用はがきにあて先を必ず明記した上、国土交通省運輸審議会(東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 郵便番号100-8918)あてお申込みください(ただし、1人1通に限ります。)
- (2) 傍聴人の人数は100人以内とし、申込者多数の場合は、平成26年10月22日(水)までに到着したもののなかから第三者の立会いによる抽選により選定します。
- (3) 傍聴券は、平成26年11月5日(水)に発送します。

7. 申請書その他の関係書類の閲覧場所

公述しようとする方は、当該事案の申請書その他の関係書類については、平成26年10月9日(木)から平成26年11月12日(水)までの間、公述申込書及び公述書等に係る文書については、平成26年10月23日(木)から平成26年11月12日(水)までの間、それぞれ土曜日、日曜日及び祝日を除き毎日午前10時から午後5時まで、下記の場所において、閲覧することができます。

記

- (1) 運輸審議会審理室 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 合同庁舎第2号館
- (2) 北陸信越運輸局石川運輸支局総務企画部門 石川県金沢市入江3丁目153番 金沢庁舎

**8. 公聴会の運営**

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

**9. その他**

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室議事係（03-5253-8810）にお問い合わせください。